

第百六十九回国会 衆議院 環境委員会 議 録 第九号

平成二十年五月二十日(火曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 小島 敏男君

理事 小野 晋也君

理事 木村 隆秀君

理事 西野あきら君

理事 伴野 豊君

あかま二郎君

小杉 隆君

近藤三津枝君

鈴木 俊一君

とかしきなおみ君

並木 正芳君

盛山 正仁君

末松 義規君

田名部匡代君

吉田 泉君

江田 憲司君

理事 大前 繁雄君

理事 北川 知克君

理事 岩國 哲人君

江田 康幸君

上野賢一郎君

木挽 司君

坂井 学君

土屋 品子君

中川 泰宏君

藤野真紀子君

山本ともひろ君

田島 一成君

村井 宗明君

高木美智代君

環境大臣 鴨下 一郎君

環境副大臣 桜井 郁三君

環境大臣政務官 並木 正芳君

政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官) 佐々木昭博君

政府参考人 (経済産業省製造産業局次長) 照井 恵光君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 内田 要君

政府参考人 (環境省自然環境局長) 櫻井 康好君

環境委員会専門員 齊藤 正君

委員の異動

五月二十日

辞任

渡部 篤君

同日

辞任 盛山 正仁君

補欠選任

渡部 篤君

本日開議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

生物多様性基本法案起草の件

環境保全の基本施策に関する件

○小島委員長 これより会議を開きます。

環境保全の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房審議官佐々木昭博君、経済産業省製造産業局次長照井恵光君、国土交通省大臣官房審議官内田要君及び環境省自然環境局長櫻井康好君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○小島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小島委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。盛山正仁君。

○盛山委員 自由民主党の盛山正仁でございます。生物多様性という言葉は、何を言っているのかちよつとわかりにくい言葉ではございますけれども、それでも少しづつこの言葉が定着しつつあるのかなと最近感じております。

人間の暮らしというのは、我々だけで成り立っているものではありません。食料あるいは医薬品といったようなことでも、多くの生物の多様性、動植物その他菌類、いろいろなものの恵みで、自然の恵みを我々は享受して生きているというところでございます。この生物の多様性をどういうふうにして守っていくのか、大変大事なところであります。

また、日本は豊かな四季がございます。こういう豊かな自然、そしてそれによって成り立ってきた文化。こういったことでありますように、生物の多様性といふのは、我が国のそれぞれの地域の独自の文化の多様性、こういったものも支えているというふうに思っています。

他方、日本の今の現状を振り返ってみますと、開発がどんどん進んできた結果でございますが、いろいろな種類の生物が絶滅をしたり、生態系の破壊にもつながっております。森林の手入れがなかなかできなくなる、あるいは里地里山についてもその水準をなかなかうまく維持できなくなっている。あるいは、先年できましたけれども、外来種の関係での生態系の攪乱といったこともございまして、地球温暖化による影響とも相まって生物多様性についてはいろいろ問題が出てきている、そんなふうな残念な状況になりつつあるというふうに思っております。

そうした中、昨年、ドイツのハイリゲンダムのサミットでは、生物の多様性につきまして、G8のサミットで初めて首脳宣言に盛り込まれました。国際的にも、地球温暖化に加えて生物多様性に対する関心が大変高まっているところでございます。

特にことしのサミットは、ホスト国は我が国でございます。七月の七日、七夕の日から北海道洞爺湖でサミットが開かれるわけでございますが、

その準備会合として、私の選挙区でもございます神戸で鴨下環境大臣がホストになられてましてG8の環境大臣会合が開かれます。もちろん、ことしのサミットは、最大のテーマは地球温暖化を中心とする環境問題でございますが、循環型社会の形成と並びまして生物多様性もその大きなテーマの一つであるというふうに承知をしております。

せっかくの機会でございますので、我が国の環境大臣から世界に向けてこの生物の多様性についてイニシアチブを発揮していただきたいと思っております。

特に、昨日からドイツで生物多様性の締約国会合が開かれていますので、このドイツでの締約国会合、閣僚級の会合は来週末に控えている、こういう状況のもとで、我が国の環境大臣はどのような形で我が国のスタンスをアピールしていただけるのか、まず大臣にお伺いしたいと思います。

○鴨下国務大臣 今先生御指摘の生物多様性の問題、これは先進国が一致して取り組むべき地球規模の大きな課題でありまして、今お話しになりました神戸で開催されますG8環境大臣会合では、気候変動、スリールと並ぶ三つの主要な議題の一つになる、こういうようなことで生物多様性を取り上げてまいりたいというふうに考えております。我が国としては、この議論を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するための一層の行動を各国に呼びかけたいというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、一つは、里山に代表されるような持続可能な自然資源利用を通じた自然共生社会づくりの重要性をSATOYAMAアイニシアチブということで世界に発信したい、こういうふうに思っております。

加えまして、保護地域の指定、管理のための国

際協力を強化し、森林、湿地、サンゴ礁など世界的に重要な生態系のネットワーク化を推進する世界重要生態系ネットワークの構築を提案する、こういうことも予定しております。

また、企業やNGO、研究者を含む多様な主体の間の対話を促進しまして、生物多様性の社会への浸透を図ること。さらに加えまして、気候変動の影響も含めた地球規模の生物多様性のモニタリングを推進する、こういうようなことを具体的に提案して各国に呼びかけてまいりたい、かように思っております。

○盛山委員 大臣、ありがとうございます。

今、大臣の御答弁にもSATOYAMAアイニシアチブという言葉がございました。大変すばらしいお言葉であると思っております。

西欧社会は、どちらかというと自然と人間が対立をする、人間が自然を克服していく、そういうような形の社会ではないかと私は思います。それに対して、東洋というんでしょうか、我が国は、自然と共生する、これがベースに來ている自然や文化であるというふうに私は考えております。

今大臣からお話がありましたように、SATOYAMAアイニシアチブ、里山はその一つ、一番いい例ではないかと思うんですが、自然を守る、保全する、もちろんそれはそれで大変なことなんでしょうけれども、利用しながら保全をしていく、あるいは人間が手を入れることによって自然環境がかえっていい状態で維持していける、そういうようなことがあるんじゃないかと私は考えております。

食料や医薬品などは生物多様性の恵みがあつてこそでございます。こういったことを考えますと、持続可能な社会、サステナブルな社会、長く自然と共生をしていく、そういうような生活、地球での人間の活動ということを考えますと、生物多様性の重要性を十分認識した上で、人や企業の活動が、保全と利用ということで、うまく利用していくことが大変大事ではないかな。原生林で

すとか貴重な自然を手つかずで守るということだけではなくて、人間も一緒になって利用し、なおかつ保全とバランスをとっていく。

前にエコトリズム推進法を議員立法でつくりましたが、これも環境と観光の両立といったようなことをねらったものでございました。地球温暖化の点でも、環境と経済の両立ということをつたつてやっているわけでございます。この生物多様性の保全と利用のバランスについてどのように取り組んでいかれるか、局長にお尋ねしたいと思います。

○櫻井政府参考人 生物多様性に関します保全と利用の双方のバランスについてのお尋ねでございますが、御指摘のように、人間が生物多様性の恵みを受けて暮らしている中で、我々の日々の生活あるいは社会経済活動が生物多様性に多大な負荷を与えてきたという側面があることも事実でございます。これらの負荷を回避または最小化するという努力が重要であらうかと思っております。

また一方、御紹介ありました里地里山のように農林水産業など人の活動によりまして特有の生態系が維持されてきたところでは、これらの活動によりまして保全を継続的にやっていく仕組みが重要であらうと考えております。

このように、生物多様性につきましては、人類存続の基盤として保全すること、事業活動等において持続可能な形で利用を確保することの双方を考慮する必要があるわけでございまして、この保全と利用の双方をバランスよく推進していくことが不可欠であらうというふうに考えておるところでございます。

○盛山委員 局長、ありがとうございます。条約にもありますように、保全と利用、持続可能な社会というところが一番大事なところであらうかと思えます。ぜひその保全と利用のバランスということを考えながら施策に取り組んでいただきたいと思います。

さて、我が国は大変南北に長い島国でございます。そういう点では、四季があるということもありませんけれども、大変バラエティーに富んだ自然環境ということで、森林、湿原、川、海といったようなさまざまな生態系がございます。そして、この生物多様性の観点からでも、それに関しまして関係各省さまざまな法制度がございます。また、国が基本的なところを今国家戦略ということでお示しをさせていただいているわけでございますが、国が決めるだけではなくて地域において、それぞれバラエティーに富んだ生態系に合わせ、自治体だけではなく、事業者、民間団体、地域の方々による取り組みが重要であると思っております。

そこで、先ほどの質問とも絡むわけでございますが、保全と利用というこのバランスの観点に關しまして、地方では最近どのような取り組みをしておられるのか、局長にお尋ねしたいと思います。

○櫻井政府参考人 地方公共団体における取り組みということでございますけれども、生物多様性という観点からの取り組みが地方公共団体でも始まっているところでございます。本年の三月には、千葉県と埼玉県におきまして生物多様性の県戦略というようなものが策定をされているところでございますし、今後は兵庫県、愛知県、あるいは名古屋市などでもこういった策定が検討されているというふうに聞いております。

環境省といたしましては、今後、こういった地方版の生物多様性戦略策定のための指針などを通じまして、地方の取り組みを一層進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○盛山委員 局長、ありがとうございます。私のおります兵庫県では、例えばコウノトリが有名でございますけれども、コウノトリをどのようにしてふやしていくかということで、コウノトリの数をふやすにはコウノトリのえさが要る、そのためのいろいろな虫とか貝をどうするのか。それは、有機農法で田んぼや畑を維持している農家の方あるいは地域の方々の協力を得ながらやっている。そんなふうに、今御答弁ございましたが、

いろいろな多くの関係者の方々のお力を得ませんと、この生物の多様性を維持していくというのは大変難しいんじゃないかと思うんです。

これに絡みますけれども、多様性という観点では、森あるいは畑、海洋、いろいろな生態系に係り、役所でもいいにしても、環境省だけではなくて力バードできない。これからは関係省庁が大変広く関連するような施策が必要になると思えます。これまでもそれぞれ関係省庁でそれなりに連携を図ってきておられると思うんですが、生物多様性という観点を中心にして各省間の連携をうまくとってこられたのかどうか、残念ながら若干疑問なしとしないわけでございますが、環境省としてこれから政府間の連携をどのようにうまく取り組んでいかれようとしているのか、お尋ねをしたいと思います。

○櫻井政府参考人 昨年の十一月に閣議決定いたしました第三次の生物多様性国家戦略がございます。この国家戦略の策定の過程におきましては、関係各省の施策を広く盛り込んでおりますけれども、そのプロセスにおきまして各省と意見交換あるいは施策の調整などを進めてきています。ところでございます。また、その実施に当たりまして、これまで関係各省による連携を進めてきていますところでございます。

今後とも、こういった関係各省間の連携を強化するということは重要な課題であらうと思っております。引き続きその強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

○盛山委員 ぜひ今の意欲で、環境省のリーダーシップで関係各省をまとめていただきたいと思えます。どうしても各省ばらばらということがこれまでの行政には多かったのではないかと思います。環境省が中心になって各省にうまく問題意識を持っていただいて、御協力いただけるようにこれからも、これまでに一層の努力をお願いしたいと思います。

これまで生物多様性につきましては、国家戦略という形で、閣議決定ベースだと思えますが、も

う十五年ぐらいになるでしょうか、環境省を中心に取り組んでこられました。たしか昨年まとめられた戦略は第三次だったんじゃないかと思うんですが、今後この生物多様性により一層取り組んでいくためには、今のような閣議その他のベースのものでなければなかなかしんどいのではないかな、もう一歩進んで法制化その他の必要があるのではないかなと思っております。

特に、私が承知している範囲では、先進主要国におきまして、生物多様性条約はあるものの、生物多様性に関する基本法というのを持っていない先進国はないのではないかなと思っております。冒頭も申し上げましたが、来週末にはドイツで生物多様性の締約国会合の開催会合がございます。また、今週末のG8の神戸での環境大臣会合で、ぜひ閣下環境大臣から生物多様性について我が国はこういうふうなイニシアチブをとっていくんだと。さつきSAATONYAMAイニシアチブのお話は伺いましたけれども、我が国日本で今回の生物多様性の締約国会合を誘致する、そういう意気込みも含めてどのようなお考えをお持ちなのか、日本が世界をどのようにリードしているかと思っております。そのあたりのお考えを伺いたいと思います。

○閣下国務大臣 今、COP9が行われているわけでありまして、COP10の開催されます二〇一〇年は国連が定める国際生物多様性年でありまして、COP10においては二〇一〇年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させるという、いわゆる二〇一〇年目標の達成状況の評価あるいはポスト二〇一〇年目標など重要な決定が行われるいわば節目の年になるわけでありまして。そういう中で、今まさにドイツのボンで行われているわけで、私もお許しをいただければ多分来週末にはボンまで行きます。COP10をぜひ日本と各国にお願いをしてきたい、こういうふうな思っておりますが、まさに、日本でそれが実現すれば、ホスト国としての立場から、COP10において十分な成果が得られるよう国際的な努力

ダッシュアップをとっていく必要があるだろうというふうな思っております。

そのため、さまざまな機会をとらえまして生物多様性の保全あるいは利用に関する我が国の取り組みを発信してまいりたいと思っております。SAATONYAMAイニシアチブを含めて、今先生から御指摘のあったことをしっかりと踏まえまして取り組んでまいりたいというふうな思っております。

また、COP9の成果となる生物多様性と気候変動に関する政策間の連携、あるいは生物多様性分野における民間参画に関しましての議論もさらに深化するようなことを、ポスト二〇一〇年目標の検討などにおいて先導的な役割をしっかりと果たしてまいりたい、かように思っております。

○盛山委員 大臣、ありがとうございます。ぜひその御決意の中に法制度の整備も含めてしっかりと取り組んでいっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○小島委員長 次は、田島一成君。

○田島(一)委員 民主党の田島一成でございます。

先ほど自民党の盛山委員からも大変示唆に富んだお話をいただきましたが、私も、この生物多様性について、大臣以下、きょうは参考人として関係省庁にもお越しをいただきましたので、各省のお取り組み、また姿勢について尋ねていきたいと思っております。

去る四月の十日に、私も民主党、この生物多様性、しっかりと基本法なるものをつくり、そして各省庁がその取り組みをさらに強化していくべきだということから、民主党より生物多様性基本法案を提出させていただきました。世界を見渡しても類のないこの基本法を日本が、とりわけ、先ほど大臣の御答弁の中にもありましたが、二〇一〇年、生物多様性年に名古屋でCOP10を開催しようという意気込みをお持ちである以上、今この段階で日本として生物多様性に対する姿勢を明確にする意味でも、また法的な位置づけを明確にいくためにも必要だということから提出を

させていたところでありまして。

政府は昨年、生物多様性国家戦略の第三次案をおまとめいただき、先ほどの答弁でも、各省庁で連絡を密にし意見交換や連携を進めてきたというふうなお話がありましたが、まだまだやはり問題は数多くございます。きのうから始まりましたドイツ・ボンでのCOP9での主要テーマ、また、近々に行われる神戸での大臣会合の大きなテーマの柱となっているわけですから、その課題の認識は、ここにいる委員はもちろんのこと、広く国民の皆様にも認識をしていただく必要があるかというふうに思います。

そこで、まず冒頭、さまざまな危機が叫ばれている生物多様性の現状を環境省としてどのように認識されているのか、そしてまた、生物多様性もたらす役割等についての基本的な認識についてお伺いをしたいと思います。

○閣下国務大臣 生物多様性は、その恵みを人類が享受することで生存しているという意味において、人類存続の基盤でありますし、加えて、地域独自の文化の多様性をも支えているというふうな認識でございます。

しかしながら、我が国の生物多様性は、開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、あるいは人間の活動の縮小によつて里山等の劣化が起きていること、あるいは外来種等による生態系の攪乱等のさまざまな深刻な危機に今直面している、こういうふうな認識をしております。

また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、いわば生物種や生態系が適応できる速度を超えて、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあるというふうに認識をしております。

また、国際的に見ましても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など、生物多様性は大きく損なわれているのが現状だろうというふうに思います。

生物多様性をめぐるこうした国内外の危機的状況に対応して、人類共通の財産である生物多様性

を確保して次の世代に確実に引き継いでいくためには、生物の多様性に関連する施策をより一層総合的かつ計画的に推進していくことが必要である、こういうふうな考えているところでございます。

○田島(一)委員 ありがとうございます。その認識に全く異論を唱えるものでもありません。

しかし、この生物多様性の確保という議論を深めていく中で、私たちは、やはりさまざまな概念を整理しなければならぬと考えます。条約の中では、とりわけ、生物多様性の保全と持続可能な利用というのが並列して書かれているところであります。

持続可能な利用とは一体何なのか。先ほど盛山委員の方からも御指摘がありましたけれども、やもすると、生物多様性の保全と必ずセットだというふうな位置づけられることが間々あります。

私も民主党でこの生物多様性基本法案を取りまとめるに当たりまして、今回は丁寧に広く国民の皆様へ声を聞かせていただく、意見を聞いていくということから、一月から二月にかけての約一カ月間、パブリックコメントを実施いたしました。その中で多くの意見をいただいたのが、この持続可能な利用という文言に対するアレルギーでありました。やもすると、持続可能な利用のために生物多様性を保全するという、どちらが主体かわからなくなってしまうというふうな意見がその主なものであります。

私も、やはり生物多様性の保全があつて持続可能な利用がもたらされるものというふうな考えるわけでありまして。言い方をかえれば、持続可能なない場合は利用できないという認識に立つべきだというふうな考えるわけでありまして、その点についてぜひ確認をさせていただきたいと思っております。どのようにお考えか、お聞かせください。

○櫻井政府参考人 先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、生物多様性が人類の存続の基盤であるということはだれしも疑いのないところでございます。人間はこれまでその恵沢を享受して

きておるわけでございまして、将来にわたつてもその恵沢を享受できるように、次の世代に引き継いでいくということが必要であらうかと思っております。

これまで社会経済活動の変化に伴いまして我が国の生物の多様性が損なわれてきたということ、また、これからの自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあるということ等を踏まえれば、生物多様性の利用とあるいは最小となるような、そういった持続可能な方法で利用するということを原則とすべきだろうというふうに認識しておるところでございます。

○田島(一)委員 もう一点、生物多様性とは大変大きくかわりのある生態系というキーワードについて確認をさせていただきたいと思えます。

環境省として、生物多様性の保全に当たつてこの生態系というものは何かがお考えなのか、まずその定義についてぜひ御意見を聞かせてください。

○櫻井政府参考人 生態系につきまして定義めいた言い方をすれば、これは生物多様性条約にも、ちよつと表現は違いますが趣旨は同じだろうと思っておりますが、こんなふうに言えるのではないかと思ひます。

生物の群集及びこれを取り巻く大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の総体であつて、これらが相互に作用して一つの有機的な関係を形成しているものというふうに定義づけられるのではないかと考えておるところでございます。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

生態系と生物多様性の因果関係、今御説明いただいたことで私全く異論もございません。その認識のもとで、この生物多様性の保全についてのお取り組みをぜひ進めていただきたく考えます。さて次に、先ほどの盛山委員からの質問にもございしましたが、現在ある生物多様性国家戦略に基づき、省庁、また環境省の中にあつても局や課を

超えて、施策が有機的に連携をされているかどうかについて、私も大変危惧をしておるところであります。

施策相互の有機的な連携の必要と具体的な配慮、今後どのような連携を図っていくべきというふうにお考えなのか。また、具体的に配慮をしていく必要があるというふうにも今申し上げましたが、具体的な配慮についてお考えがありましたらぜひ聞かせていただきたいのと、関係する省庁、とりわけ、環境省はもちろんのことでございますが、農林水産省、国交省それから経産省、それぞれ各省からもお越しいただいておりますので、ぜひ各省からも、有機的な連携の現状をどのように評価され、今後具体的な配慮についてどのように認識されているのか、姿勢とあわせてお答えをいただきたいと思ひます。

○櫻井政府参考人 先ほど盛山委員に御答弁申し上げたところでございますけれども、昨年の十一月に決定いたしました第三次生物多様性国家戦略の策定プロセスにおきまして、各省と意見交換、政策の調整などを進めてきておるところでございます。また、その実施に当たりまして、関係各省による連携を進めてきておるところでございます。

しかしながら、一方で、生物多様性の劣化といえますか損失に歯どめがかかつていないということから、より有効な施策をより迅速に実施していく必要性はあるというふうにも私も考えているところでございます。

したがいまして、温暖化の防止その他の環境保全に關します施策相互の有機的な連携を図る、あるいは生物多様性の保全と持続可能な利用に關する各種施策の総合的かつ計画的な推進のために、関係省庁相互間の連携を一層強化するということが必要だろうと認識をしております。具体的に、この国家戦略につきまして毎年度点検をするというふうな作業をする中で、具体的に、実際何をやっていくか、あるいは今後何をやるかとしていくかというふうなことを、各省と意見交換ある

いは政策の調整を図っていききたいというふうに思っております。

○佐々木政府参考人 農林水産省でございますが、私も、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を強力に推進していくために、平成十九年の七月に農林水産省生物多様性戦略というものを策定いたしました。これに基づきまして、環境保全型農業の推進など関連する施策を有機的に取りまとめながら進めているところでございます。

今後とも、各省の関連施策とも連携しつつ、田園地域でありますとか里山里山、森林、そして里海、海洋の保全など、生物多様性を重視した施策を積極的に進めたいと考えております。

○照井政府参考人 経済産業省が生物多様性に關する施策として取り組んでいるものは、微生物資源の収集、それから分析、保存、提供を行うことでございます。

微生物資源は、薬や食品などさまざまな産業に有用であり、また、環境保全の観点からその有用性も高く期待されております。具体的には、地球温暖化の抑制に寄与するバイオマス燃料の生産、あるいは汚染された土壌の浄化、さらには微生物を化学製品などの製造工程で活用するバイオプロセス、これは環境負荷や省エネの観点から従来の化学プロセスに比べて大きな効果があると期待されておりますが、経済産業省としては、そのような技術開発も推進しております。

このように微生物資源の持続可能な利用と環境保全は密接に関連しておりますので、当省といたしまして、引き続き、このような観点に配慮しながら、関係府省と連携し、いい施策を展開してまいりたいというふうにも考えております。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

国土交通省は、国土空間でございますとか地域空間というものを担う役割があるというふうにも考えております。

生物の多様性についてでございますが、私も、例えば都市の緑化というものは、温室効果ガスの吸収源となる緑を確保するという目的とともに

に、生物の生育とか休息の空間を形成するというような複合的な役割を持っているというふうに考えております。

私も、昨年、政策レビューをいたしましたわけですが、そこでも、施策単体やある側面だけで単発的に環境対策を行うのみではなくて、総合的、統合的な取り組みが重要というふうにも自己評価しているわけでございます。

こういう観点で、今までお答えございました国家戦略を踏まえまして、関係省庁とも連携をとつて、より一層有機的な施策が推進されるように配慮してまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

○田島(一)委員 今、四省から御答弁をいただいたんですけれども、やはりまだまだ生物多様性というものの対する認識、考え方に温度差があるやに伺いました。時間も限られておりますので、この点についてはまた後ほど機会を見てぜひ質問させていただきますと思っております。

次に移りたいと思ひます。生物多様性の各地域での戦略策定についてであります。

先ほどの答弁の中にも、千葉県や埼玉県、また愛知県や兵庫県でもこの生物多様性の地域戦略の取り組みがあることは御報告をいただきました。

今や、地方分権という御旗のもとに、国から各都道府県や市町村に義務として戦略をつくれ、計画をつくれということとはなかなか言えない、そんな御時世であります。とはいながらも、この生物多様性の確保が有機的な状況にある中であつては、各地域地域の生態系をしっかりと把握し生物多様性を保全するために、ローカルアクションプランと申しますか、地域戦略なるものをやはりきちつと策定していかなければならないと思ひます。

しかし、残念なことに、知見が十分にそろっていない、情報が十分でない、また、戦略等々を策定するに当たつての人材がいないうような課題があるのも一方で問題であります。こうした問題も含めながら、今後、各地域での主体的な取り

組みをさらに進めていくために環境省としてどのような考え方をしているのか、その必要性の認識も踏まえてお答えをいただきたいと思ひます。

○櫻井政府参考人 御指摘のように、生物多様性の保全につきましては、国が国家戦略というレベルでの計画を策定するだけで実現されるというわけではございません。都道府県や市町村レベルでの取り組みに結びつけていくことが重要であるというふうに考えております。

都道府県及び市町村がそれぞれの地域の特性に応じた戦略、計画を策定するということは、生物多様性国家戦略に掲げる国の施策と地域での取り組みの間をつなぐという重要な意義があるわけですので、可能な限り多くの自治体にそういった取り組みを進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

環境省といたしましては、本年度から、地方版生物多様性戦略策定のための指針、ガイドライン的なものがございますが、そういったものを作成する作業を始めているところでございますし、また、先ほど御紹介をいたしました千葉県、埼玉県など先進的な取り組みの情報というものを各公共団体に提供することによりまして、地方版戦略の策定を促してまいりたいというふうに考えております。

また、地方公共団体の職員を対象とする私どもの環境調査研修所におきまして研修などを行っているところでございますので、そういった研修を通じて、人材育成にも努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田島(一)委員 わかりました。ぜひ前向きな取り組みをお願いしたいと思ひます。

次に、生物資源の適正利用についてお尋ねをしたいと思ひます。

改めて申し上げるまでもなく、農林水産業や工業その他の分野においても、生物資源の有効な活用に主眼を置かれて、先ほども、生物多様性をお尋ねしておりましたけれども微生物のお答えをいただいた経産省さんなんかもありましたが、こう

した形で生物資源の有効活用に対しては相当力点を置かれて各省庁が取り組みをされているんですけれども、その点について、どうもこの生物多様性への配慮というものが欠けているのではないかと、問題意識が欠如しているのではないかと疑問を私は持つております。

その点についてどのようにお考えなのか、この問題については農水省と経産省の二省で結構ですので、お答えをいただけないでしょうか。

○佐々木政府参考人 農林水産省でございますが、御承知のように、農林水産業は、自然の循環機能を利用いたしまして、動植物をはぐくみながら営む活動でございます。一方、多くの生き物にとつて、貴重な生育環境を提供し、特有の生態系を形成しているということで、生物多様性に貢献しているところでございます。

しかしながら、過去の一部に、不適切な農業、肥料の使用、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備などが生物多様性に負の影響を与えたことを踏まえて、先ほど申し上げました農林水産省生物多様性戦略を策定したところでございます。

今後引き続き、農林水産業の基盤であります生物多様性保全を重視して、生物資源の適正利用に努めていきたいと考えております。

○照井政府参考人 経済産業省といたしましては、政府全体の中で、経済産業省として、微生物資源の収集それから分析、保存をしていく、さらに、それらを有効利用、適正のために提供していくということが当省の役割だということふうに認識しているところでございます。

御存じのように、微生物資源は、世界各国に多様な種類が存在しております。したがって、その多様性の保全ということに十分な配慮を行っていくことが必要であると思ひます。

そういう観点で、経済産業省におきましては、我が国における微生物の収集、保存のみならず、独立行政法人製品評価技術基盤機構を通じてアジア六カ国と微生物の相互利用を目的とした二国間

協定を締結いたしました。この協定に基づきまして、微生物資源保有国との共同探索あるいは共同研究によりまして、相手国に微生物の適正な管理それから採集の方法に関する技術移転を行うことによりまして、微生物多様性の保全に貢献してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田島(一)委員 今の点についてはまだまだちょっと議論を重ねたいところではあるんですけども、ぜひまた次の機会にさせていただきたいと思ひます。

続いて、生物多様性を確保していくに当たつての多様な主体の連携であるとか協働、また、民意をいかにして反映させていくかという点についてお尋ねをしたいと思います。

もう既に第三次環境基本計画の中には、まだ日本は批准していませんけれども、オーストラリアに関する市民参加についての記載があるところであります。今後、生物の多様性の保全について政策形成をしていくに当たっては、できる限り専門的な知見、また多くの国民の皆さんからの意見を反映していくことが私はやはり重要ではないかというふうに考えております。

今後、政策形成に当たつて民意を反映するためには、どのような姿勢で臨み、具体的にどのような措置を図っていくとお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○鴨下国務大臣 先ほど先生もおっしゃっていましたが、生物多様性の保全と持続可能な利用、これは多分、その時代、それから地域、文化というふうなもので多少揺れ動くものなんだろうというふうに思っております。そういう中においては、専門的な知見あるいは市民の意識というふうなものがある総合的にいって決定要因になっていくんだらうというふうに考えております。

ですから、地方公共団体、事業者、民間団体、専門家等の多様な主体との連携、協働が不可欠だというふうに環境省としては認識をしております。生物多様性に関する政策形成に当たっては、こ

うした連携、協働の推進のためにも、民意をいかに反映していくかということが重要であるわけで、そのプロセスの中で公平性や透明性を確保するため、生物多様性国家戦略策定等の際のパブリックコメントあるいは審議会等での意見聴取を通じて、事業者、民間団体あるいは専門家等の多様な主体の意見を広く求め、その結果を十分考慮した上で政策形成を行っていききたい、こういうふうに考えております。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

多様な主体からの意見を聞き、そして政策に反映をしていきたい、大変前向きな意見として受けとめました。

これまで、審議会であるとかパブリックコメントだとか、いろいろなツール等々で情報を開示し、また意見も求め、政策に反映されてきたところではありますが、これまで民間で活躍されている方々からは、不満の声等々が私たちのところにも届いております。まだまだ今のシステムでは十分ではないんだらうな、そんなふうにも考えております。

この点については、民意を反映するというアライバイづくりのためだけではなく、真に長い将来展望に立つ生物多様性を確保するために、後々、あのときこうすればよかったと反省することのないように、ある意味、早目早目に民意を反映させていく手だてをあらゆる方法を使ってぜひ駆使していただきたいと思います。そのことを、御答弁いただいた大臣にお願いしておきたいと思ひます。

さて、今後、各政策形成や事業展開に当たっては、生物多様性の確保ができていくかどうか、やはりその時々チェックが重要になってくるのではないかとこのように思ひます。

もちろん、この日本では、環境影響評価法に基づく事業の実施段階での影響評価については一定の取り組みがされてきたところではあります。また、また事業の展開をされる主体や関係する省庁の温度差があるやに私も考えます。生物多様性に影響を及ぼすかどうか、事業が展開されてからで

は取り返しがつかないという大きな問題を抱えているだけに、やはり事業実施に先立つ早い段階で環境影響の評価をする配慮が必要ではないかというふうに考えております。

その点について、とりわけこれは、環境省というよりも、先ほどから御答弁にも立っていただいておりますが、農水省や経産省、また国交省、それぞれ、この生物多様性に影響を及ぼす事業の実施について、計画段階での環境影響評価への配慮についてどのようにお考えか、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

○佐々木政府参考人 持続可能な農林水産業の維持発展のためには、その基盤となる生物多様性の保全は不可欠なものと考えております。

今後とも、生物多様性戦略に基づき農林水産業施策を一層推進するとともに、農林水産業の活動が生物多様性に与える影響を考慮しまして、できるだけ早い段階での環境影響評価を行うなど、生物多様性の保全に配慮した取り組みを積極的に進めたいと考えております。

○照井政府参考人 環境基本法第二十条におきましては、「事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。」とされております。

これを受けてまして、環境影響評価法では、御存じのように、道路、ダム、発電所など十三種類の事業について環境影響評価を実施するという形になっております。この際、生物多様性の観点からも、対象事業の立地状況におきまして、動植物や生態等への影響について評価を行っているところであり、具体的には、動物の繁殖地への影響、それから植物の生育場所への影響について評価を行っているところでございます。

この評価に当たりましては、できるだけ早い段階から広く国民の声を反映するために、実施方法を決定するとき、それから環境影響評価書作成の

段階、この二段階で、関係自治体、関係府省、それからさらに一般市民等から意見を聴取することになっております。

経済産業省といたしましては、このような運営について今後も適正に運営してまいりたいというふうな考えておられまして、今後とも関係府省と連携を図り対応してまいりたいというふうな考えているところでございます。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

開発等の事業につきまして、国土交通省ではこれまで、構想段階における取り組みが重要と考えまして、平成十五年六月に住民参加手続のガイドラインというものを策定いたしました。これに基づいて各種の取り組みを推進してきたところであります。

さらに、本年、平成二十年の四月でございますが、公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインなるものを策定いたしました。ここでは、住民の皆様、利害関係者、学識経験者、地方公共団体、関係行政機関、さまざまな主体の計画策定プロセスにおけるかわりというものを明示いたしております。また、環境面、社会経済面、さまざまな総合的な観点から検討を行い、いわゆる戦略的環境アセスメントを含む計画策定プロセスのあり方について標準的な考え方も示したところでございます。

これに基づきまして、よりよい計画づくりをいたしまして、もって適切な社会資本整備というものを推進してまいりたい、かように考えております。

以上です。

○田島(一)委員 今、経産省の御答弁をいたした中で、ちよつと再質問したいんです。

環境アセスメントの中で対象事業についての評価をなさっている、それについては、当然、今法律の中で決められている十三事業があるわけですから、それはわかるんですけども、今、この十三事業さへ対象事業としてやつていけば、それで生物多様性は確保されるというふうにお考えなの

かどうか。ある意味、この十三事業以外にも生物多様性への影響をきちつと配慮していこうというふうなもう一歩踏み込んだ考えをお持ちなのかどうか、ぜひ確認したいと思うんです。その点についていかがお考えか、お答えください。

○照井政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど述べましたものにつきましては、環境影響評価法という法律で義務づけがなされている対象事業のものでございます。したがって、法律で義務づけを行いまして環境影響評価をしていくものと自主的に影響評価をやっていくものとは区別して考えていくべきだと思いますが、義務づけされていないものにつきまして環境影響評価を排除するものではないというふうな認識しております。

○田島(一)委員 自主的なものについてもこの環境影響評価は取り組みをしていくというふうな受けとめさせてもらいましたが、よろしいですね。

それでは、もう時間もなくなつてまいりました。今、生物多様性を確保していくために、もちろん国際的な役割もそうですし、国内にあつてもいろいろ問題があろうかというふうな思いいます。関係する省庁が多くにまたがり、そして実施法等々についても大変ばらばらであり、ある意味では生物多様性を確保していくという筋の通った基本法なるものの必要性を私も考え、四月に民主党から提出させていただいたところであります。

この期に及んでは、この生物多様性という一つの骨子をもとにした、関係する実施法、個別法を網羅して見直していく必要があるのではないかとこのように私は考えております。

最後に、今後、こうした生物多様性の保全に関して、各法律の実施状況を検討するとか、また法制上の問題等々がある場合は措置をしていくという点についてお考えがあるかどうか、その点についてぜひお答えをいただきたいと思ひます。

○櫻井政府参考人 生物多様性に関連いたします法律の見直しについてお尋ねでございますが、環境省が所管をいたしております、野生生物の

種の保存でありますとか自然環境の保全、再生、あるいはその他の生物多様性の保全に係る法律につきましては、今後とも、各法律で設けられております検討規定、これは、例えば自然公園法につきましては平成二十年度にその見直しの時期が参りますし、外来生物法につきましては平成二十二年度に見直しの時期が参りますが、そういった各法律に定められております検討規定を踏まえると同時に、その検討時期以外にも、法的な措置の必要が出てまいりますれば、当然のことながらそういった検討を進めてまいりたいというふうな思っております。

したがって、そういった法律の施行の状況について検討していくことはもちろんでございます、その検討結果に依りまして、法律の改正、あるいは制度や運用の見直しなど、必要な措置を講じていきたいというふうな考えております。

○田島(一)委員 ちよつと通告していませんが、すけれども、農水省や経産省、国交省、それぞれ、この生物多様性の保全について、今後、この実施状況の検討であるとか法制上の見直し等々についてお考えがあるかどうか、その点だけちよつと確認の意味でお尋ねしたいと思ひますが、簡潔にお答えいただけませんかでしょうか。

○佐々木政府参考人 農林水産省では、農林水産省生物多様性戦略に基づきまして施策を進めているところでございます。

今後引き続き、各種施策を適切に推進していくとともに、関連する法律の状況について適切に把握しながら、必要な措置を講じていくことが重要であると考えております。

○照井政府参考人 経済産業省といたしまして、これまで実施している施策の状況等を踏まえまして、必要に応じ、法制度の見直しが必要かどうか検討してまいりたいというふうな考えております。

○内田政府参考人 お答え申し上げます。

国土交通省といたしましても、例えば、昨年、河川法改正から十年たったわけでございますが、

その評価をいたしまして、損なわれたつながりをより徹底的につなぐことが必要だというような認識をしたりしております。

今後とも、各個別法の実施状況、施行状況を点検いたしまして、さらなる必要な措置を講じていく、かようなことが重要だと考えております。

また一方、生物多様性は微妙な均衡のもとに絶えず変化を続けているということも踏まえまして、対策を着手した後にあつても生物多様性の状況を監視いたしまして、その結果に科学的な評価を加え、これを反映させた上で柔軟に見直しを行っていくということも重要なことであろうかと思っております。こういった順応的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○田島(一)委員 ありがとうございます。

私たちこの地球上に生きる人間は、ありとあらゆるこうした自然の生態系の恵みによって命をつなげていただいております。その生物多様性の重要性を今ここでしっかりと踏まえながら、日本というこの小さな国土が、それこそ、海洋資源、また森林、湖沼、数多くの生態系によって命をもたらされているんだということをしっかりと踏まえながら、今後、この生物多様性を確保するための施策をより強固に進めていただきたいと思います。

また、それだけの地域に固有の生態系も単独で成り立っているわけではなくて、例えば森は海の恋人と言われるように、豊かな海をつくっているのが豊かな森であるというような生態系のつながりや、動物の移動など生物多様性のつながり、すなわち生態系のネットワークを確保することが大切でございます。

また、お話したいこともお願いしたいことでもあります。持ち時間となりましたので、終わらせていただきます。ありがとうございます。

また、それぞれの地域に固有の生態系も単独で成り立っているわけではなくて、例えば森は海の恋人と言われるように、豊かな海をつくっているのが豊かな森であるというような生態系のつながりや、動物の移動など生物多様性のつながり、すなわち生態系のネットワークを確保することが大切でございます。

○江田(康)委員 公明党の江田康幸でございます。

本日は、先ほど来から議論されております、我が国における生物多様性に対する政府の取り組みや今後の方向性、姿勢について、私の方からも質問をさせていただきたいと思っております。

また、それだけの地域に固有の生態系も単独で成り立っているわけではなくて、例えば森は海の恋人と言われるように、豊かな海をつくっているのが豊かな森であるというような生態系のつながりや、動物の移動など生物多様性のつながり、すなわち生態系のネットワークを確保することが大切でございます。

生物多様性というのは、我々人類に、食料また医薬品、さまざまな恵みをもたらす人類生存の基盤でありまして、地域固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えており、我々人類にとつて必要不可欠な存在であると考えております。

また、それだけの地域に固有の生態系も単独で成り立っているわけではなくて、例えば森は海の恋人と言われるように、豊かな海をつくっているのが豊かな森であるというような生態系のつながりや、動物の移動など生物多様性のつながり、すなわち生態系のネットワークを確保することが大切でございます。

しかしながら、昨年十一月に閣議決定されました第三次生物多様性国家戦略で指摘されておりますように、生物の多様性は、人間の開発行為等による生物種の絶滅や生態系の破壊、また外来種等による生態系の攪乱等、深刻な危機に直面しております。また、地球温暖化等の気候変動は、多く

また、それだけの地域に固有の生態系も単独で成り立っているわけではなくて、例えば森は海の恋人と言われるように、豊かな海をつくっているのが豊かな森であるというような生態系のつながりや、動物の移動など生物多様性のつながり、すなわち生態系のネットワークを確保することが大切でございます。

であることを理由に対策を先送りすることは、取り返しのつかない生物多様性の損失をもたらすおそれもございます。生物多様性に関する施策につきましては、予防的な取り組みと施策の効果を見直しを行うという順応的な取り組みが重要と考えますが、あわせて政府の見解をお伺いいたします。

また一方、生物多様性は微妙な均衡のもとに絶えず変化を続けているということも踏まえまして、対策を着手した後にあつても生物多様性の状況を監視いたしまして、その結果に科学的な評価を加え、これを反映させた上で柔軟に見直しを行っていくということも重要なことであろうかと思っております。こういった順応的な取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

ります。

環境省といたしましては、この地方版の戦略策定のための指針の策定などを通じて、戦略の策定がより効果的かつ実践的な取り組みとなるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○江田(康)委員 地域における生物多様性の戦略、基本計画というのが、今後の大きな課題になってくるかと思っております。ぜひとも、国の施策との連携をしっかりと強化して、また、多様な主体との連携をしっかりとつくり取り組んでいっていただきたい、そのことを申し上げておきたいと思っております。

次に、世界の生物多様性の保全に対する国際協力等について伺いをさせていただきます。

熱帯の天然林というのは毎年千四百二十万ヘクタール、これは本州の三分の二の規模に実は相当するわけでございますけれども、これらが消失していると言われております。世界的な森林の減少は大きな問題になっているわけでありまして。我が国は、カリフォルニアで総合食料自給率が三九%、木材の自給率とすれば二〇%となっておりまして、食料や木材など多くの資源を輸入に頼っていることから、輸出国側の生物多様性に大きな影響を与えているということを認識して、自国内のみならず、地球規模での生物多様性の保全に役割を果たすべきであると考えます。その意味で、二〇一〇年の生物多様性条約締結国会合の日本開催は大変意義深いものでありまして、二〇一〇年に向けて我が国が国際的にも生物多様性の分野で先導的な役割を果たすべきであると考えております。

そこで、大臣に質問をさせていただきます。

地球規模の生物多様性の保全に貢献するためにも、関係各国との協力など国際的な連携協力が不可欠と考えますが、その取り組み状況も含めて、大臣の見解をお伺いいたします。

○鴨下国務大臣 今先生がおっしゃるように、特に生物多様性は国際的な連携協力が不可欠だ、まことにそのとおりだろうというふうに思っており

ます。

生物多様性の保全が地球環境保全上重要な課題であるということを考えまして、生物多様性条約など国際的な枠組みへの参加等を通じて各国との連携協力を進めていく、こういうようなことについては極めて重要だというふうに認識をしております。

これまで我が国では、生物多様性に関連する条約としましては、ワシントン条約の一九九二年の京都での締結国会議、ラムサール条約の一九九三年の釧路での締結国会議、こういったものを開催しているわけでありまして、最近では、二〇〇五年から二〇〇七年にかけて、パラオ共和国と国際サンゴ礁イニシアチブの共同議長を務めるというようなことで、国際的な連携あるいは協力を進めてきたところでございます。

今先生からの御指摘もありますけれども、私も、今週末に神戸で開催されるG8環境大臣会合では、二〇一〇年目標の達成とフォローアップ行動等と内容とする行動の呼びかけをG8諸国の間で取りまとめよう、こういうふうな今考えているところでございます。また、COP10の我が国での開催が、お許しをいただければ来週私もボンマで伺いますが、その中で、ぜひ我が国で開催してもらいたい、こういうようなことを強力に皆さんにお願ひしてこうと思っております。

そういうわけで、より一層、生物多様性につきましては国際協力が必要でありまして、それを通して我が国が国際貢献できるように、環境省としても最善を尽くしたいというふうに思っています。

○江田(康)委員 今まさに大臣がおっしゃいましたように、この環境大臣会合で二〇一〇年の目標達成やフォローアップにG8各国を取りまとめ、このように強い決意がございました。ぜひとも、我が国の国際貢献、また、その使命として強いリーダーシップを発揮していただきたいと期待するものでございます。

次に、生物多様性と、今大変に注目されてお

ます地球温暖化対策との関係について、御質問させていただきます。

生物多様性と地球温暖化は、それぞれの関係条約がリオ・サミットで双子の条約として誕生したように、車の両輪のように連携を図りつつそれぞれの対策を進めていくことが重要かと思ひます。

IPCCの第四次評価報告書では、地球全体の平均気温が一・五度から二・五度上がると約二〇%から三〇%の動植物の絶滅のリスクが高まることと、また、海面温度の一度から三度の上昇によってサンゴの白化や広範囲の死滅が頻発するなど、地球温暖化が生物多様性に大きな影響を与えることが指摘されております。

生物多様性の問題は地球温暖化など気候変動との関係を抜きにしては語れないと考えますが、生物多様性と地球温暖化などの気候変動との関係について大臣はどのように考え、また、それに対する施策をどのように強力に講じていくと考えておられるのか、大臣の見解をお伺いしたいと思ひます。

○鴨下国務大臣 今先生がおっしゃった御指摘につきましては、私も全くそのとおりだと思ひます。特に生物多様性と地球温暖化は相互に影響し合う、こういうようなこともございます。

IPCCの報告書の中でも指摘されておりますけれども、地球温暖化は生物多様性に深刻な影響を与えます。これは今先生がおっしゃったとおりであります。他方、生物多様性の保全や持続可能な利用を推進することによって地球温暖化の防止にも貢献できる、こういう両面があるんだろうというふうに思っております。

そのように、生物多様性と温暖化の問題は、まさに相互に関係し合っているものだということを私たちが十分に踏まえまして、それぞれの施策を展開していく、これが必要なんだろうというふうに認識しております。

例えば、多くの二酸化炭素を固定している森林や湿原等の保全や生物多様性の保全に必要な管理をすることによって生じてくる間伐材あるいは草

というものをバイオマスとして活用して化石燃料の代替エネルギーに利用する、こういうようなことも踏まえて、いわば両面の、生物多様性と地球温暖化の二つの課題にしっかりと取り組んでいく、こういう施策が必要なんだろうというふうに思ひます。

先生の御指摘も踏まえまして、この取り組みをより連携して強力に進めてまいりたいというふうに思ひます。

○江田(康)委員 地球温暖化との関係は、私も大変大事だと考えます。本年はG8を日本で開催されるわけでございますけれども、その主要議題は気候変動に關してでございます。地球温暖化との関係をしっかりと踏まえた上で、生物多様性の保全に取り組んでいく決意を今大臣からもお伺ひいたしました。どうぞよろしくお願ひをしたいと思います。

最後の時間を使わせていただきました。私の主張を述べさせていただきますが、これは質問ではございません。

きょうは、生物多様性に関して、さまざまな質問、また政府の取り組みについて確認がございました。

政府は、一九九三年、それまでの既存の個別法を適切に運用することで生物多様性条約の実施を担保できるものとして、生物多様性条約を締結したわけでございます。同条約を直接受けて、これまで三次にわたり国家戦略を策定してまいりました。一方、生物多様性に対する取り組みは、先ほどの質問でも明らかのように、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民などの多様な主体による連携、協働が不可欠でございます。また、生物多様性と地球温暖化防止の施策は互いに連携して進める必要がございます。このように、国以外の主体の責務を明らかにして、また、生物多様性と地球温暖化防止の施策間の連携を強化するためには、閣議決定の国家戦略では限界があり、法律の中での位置づけが必要かと考えます。

また、同条約の締結以降、生物多様性に関する

法律として、自然再生法や外来生物法などが新たに制定されたほか、循環型社会形成推進基本法が制定されております。こうした状況の変化を踏まえて、生物多様性に関連する個別法全体を束ねる生物多様性基本法を制定することで、スリーＲの分野における循環型社会形成推進基本法と同様、生物多様性分野の法制度を環境基本法のもとで体系化することが大変に重要かと考えます。

さらに、冒頭申し上げましたように、月末には、現在ドイツで開催されているＣＯＰ９で二〇一〇年のＣＯＰ１０の日本開催が決定する見込みでありまして、生物多様性についての国民的関心は大変に高まっております。

そうした機会をとらえて、自然と共生する社会の実現を目指して、生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく進めていく生物多様性に関する基本法を新たに制定することは大きな意義があると申し上げて、私の質問とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○小島委員長 次に、生物多様性基本法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事会等において協議してまいりましたが、本日、お手元に配付いたしておりますとの起草案を得ましたので、委員長から、本起草案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

生物の多様性は、人間の開発行為等により、生物種の絶滅や生態系の破壊、外来種等による生態系の攪乱等、深刻な危機に直面しております。また、地球温暖化等の気候変動は、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組んでいくことも大きな課題となっております。

このような状況のもと、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、その恵みを将来にわたって受けることができる持続可能な社会の実

現に向けた新たな一歩を踏み出す必要がありま

す。そこで、生物多様性の保全及び持続可能な利

用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本起草案を得た次第であります。

次に、本起草案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに、この基本原則に沿って、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体について、おのおのの責務を明らかにしております。

第二に、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上または税制上の措置その他の措置を講じなければならないものとしております。また、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策等に関する報告を提出しなければならないものとしております。

第三に、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物多様性国家戦略を環境基本計画を基本として定めなければならないものとしております。

また、都道府県及び市町村は、この生物多様性国家戦略を基本として、単独もしくは共同して、生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならないものとしております。

第四に、国は、地域の生物の多様性の保全、国土及び自然資源の適切な利用等の推進、地球温暖化の防止等に資する施策の推進、事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進等に必要措置を講ずるものとしております。

第五に、政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加

え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

生物多様性基本法案

〔本号末尾に掲載〕

○小島委員長 お諮りいたします。

本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小島委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

生物多様性基本法案

生物多様性基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 生物多様性戦略(第十一条—第十三条)

第三章 基本的施策

第一節 国の施策(第十四条—第二十六条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十七条)

附則

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く

大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵みを受容することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっており、また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するため、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我々は、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵みを将来にわたって享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵みを将来にわたって享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境基本法(平成五年法律

第九十一号)の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。
2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法(以下「持続可能な方法」という。)により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。
(基本原則)
第三条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。

3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによつて成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを旨として行われなければならない。
4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。
5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行われなければならない。
(国の責務)
第四条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則(以下「基本原則」という。)にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(地方公共団体の責務)
第五条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
(事業者の責務)
第六条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の

多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。
(国民及び民間の団体の責務)
第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。
2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。
(法制上の措置等)
第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。
(施策の有機的な連携への配慮)
第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。
(年次報告等)
第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。
(国民及び民間の団体の責務)
第七条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。
2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。
(法制上の措置等)
第八条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。
(施策の有機的な連携への配慮)
第九条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。
(年次報告等)
第十条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。
2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 生物多様性戦略
(生物多様性国家戦略の策定等)
第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。
2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更にについて準用する。
(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)
第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。
2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の

第二章 生物多様性戦略
(生物多様性国家戦略の策定等)
第十一条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。
2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針
二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。
5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。
6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更にについて準用する。
(生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係)
第十二条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画(次項において単に「環境基本計画」という。)を基本として策定するものとする。
2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の

国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更にについて準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第十四条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然の特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保

全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第十五条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、野生生物が生息系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第十六条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第十七条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第十八条 国は、生物資源の有効性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第十九条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第二十一条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

とする。

2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第二十二条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十三条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深

めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによつて成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)

第二条 政府は、この法律の目的を達成するため

め、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)」を「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号)及び生物多様性基本法(平成二十年法律第 号)」に改める。

理 由

豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたつて享受できる自然と共生する社会の実現を図るとともに、地球環境の保全に寄与するため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。